

個人市民税

1 納税義務者（個人市民税を納める方）

納める方	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある方	○	○
市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある方	○	—

(注) 市内に住所があるかどうか、また、家屋敷などを持っているかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断します。

家屋敷とは（豆知識）

自己又は家族の居住用の住宅で、現に住んでいるかどうかは問いません。

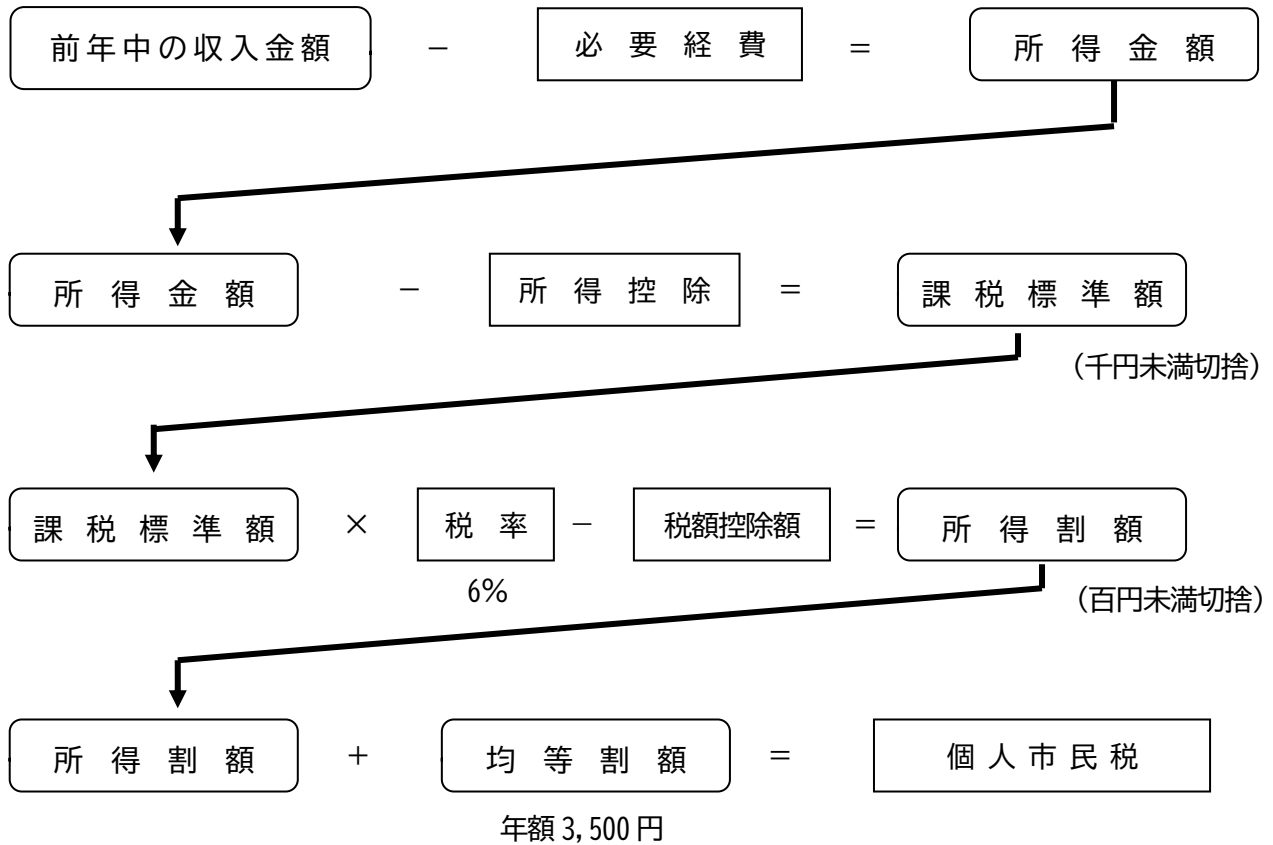
したがって、別荘・別宅等も含みますが、他人に貸すことを目的に設けられたもの、又は現に他人が住んでいるものは除きます。

2 個人市民税が課税されない方

均等割も所得割も課税されない方	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法によって生活扶助を受けている方 ○1月1日現在で、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当する方のうち、前年中の合計所得金額が135万円以下の方 ○同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない方のうち、前年中の合計所得金額が41万5千円以下の方 ○扶養親族のいる方のうち、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方 $31万5千円 \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族数} + 1) + 18万9千円 + 10万円$
所得割が課税されない方	<ul style="list-style-type: none"> ○前年中の総所得金額等が次の額以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ①同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない方 45万円 ②扶養親族のいる方 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族数} + 1) + 32万円 + 10万円$

(注) 同一生計配偶者とは、納税義務者に扶養されている配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方です。

3 税額の計算方法



- 土地、家屋などの資産及び株式等の有価証券の譲渡所得、退職所得、山林所得については、他の所得と区分して各々の計算方法により算出されます。

(1) 均等割

市民のみなさんに広く均等に負担していただくもので、定額です。

年 額

市 民 税	(参考)県民税
3,500円	2,500円 (うち1,000円は県森林環境税)

(2) 所得割

所得割の税率は、地域による偏りを減らすことや、受益と負担の関係が明確になることから、所得に左右されない一律の税率となっています。

課税標準額にかかわらず

市民税	(参考) 県民税
6%	4%

課税標準額 × 税率 = 所得割額

(3) 所得金額

所得とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から必要経費を差し引いたもので、所得割の税額計算の基礎となる金額です。この種類は所得税と同様に次の10種類です。

なお、市民税は前年中の所得を基準に計算されますので、たとえば令和5年度の市民税は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得金額が基準となります。

○所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子等	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式や出資の配当、証券投資信託の分配金など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
退職所得	退職金、一時恩給など	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$ ＝退職所得の金額
山林所得	立木（山林）を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ＝山林所得の金額
譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－譲渡資産の取得費－譲渡費用－特別控除額 ＝譲渡所得の金額
一時所得	生命保険等の満期返戻金、クイズの賞金、競馬の払戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ＝一時所得の金額
雑所得	公的年金等、原稿料（著述家以外）など他の所得にあてはまらない所得	① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② ①を除く収入金額－必要経費 ①＋②＝雑所得の金額

代表的な非課税所得（課税の対象になりません）（豆知識）

- ① 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- ② 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は非課税限度額あり）
- ③ 損害保険金、損害賠償金、感謝料など
- ④ 雇用保険の失業給付
- ⑤ 障害者等の少額貯金及び少額公債（各々元本350万円以下）の利子

(4) 必要経費

商店経営の場合には、商品の仕入代金、事業用資産の減価償却費、店員の給料などが収入を得るための経費となり、これを必要経費といいます。

また、家族的企業の場合、そこで働く家族などに対して支払う給与相当額が必要経費として認められ、所得税で青色申告をした方については支払った金額（青色事業専従者給与額）が収入金額から控除され、青色申告以外の方については「事業所得の金額÷（事業専従者の数+1）」（配偶者である事業専従者は860,000円限度・配偶者以外の事業専従者は500,000円限度）が収入金額から控除されます。

なお、給与・公的年金所得者については、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて、下記の算出表により控除額が定められています。

① 給与所得控除

給与所得者については必要経費にかわるものとして収入金額に応じ控除額が定められています。

ただし、収入金額が660万円未満の場合は、簡易給与所得表により給与所得の金額を求めることになっています。

給与の収入金額	控除額
55万円まで	全額
55万円超 ～ 162万5千円以下	55万円
162万5千円超 ～ 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 ～ 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 ～ 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 ～ 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

※所得金額調整控除

令和3年度より下記の要件に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されることとなります。

	対象者	要件	控除額
①	給与等の収入金額が850万円を超える方	次のいずれかに該当 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額※-850万円)×10% ※給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円で計算する
②	給与所得控除後の金額(A)および公的年金等に係る雑所得の金額(B)がある	AとBの合計額が10万円を超える	(A+B)-10万円 ※最大10万円を給与所得から控除 ※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除

② 公的年金等控除

厚生年金や公務員共済年金など公的年金等については、その収入金額に応じ控除額が定められています。

年齢	公的年金等の収入金額 【A】	控除額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超410万円以下	【A】×25%+27万5千円	【A】×25%+17万5千円	【A】×25%+7万5千円
	410万円超770万円以下	【A】×15%+68万5千円	【A】×15%+58万5千円	【A】×15%+48万5千円
	770万円超1,000万円以下	【A】×5%+145万5千円	【A】×5%+135万5千円	【A】×5%+125万5千円
	1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超410万円以下	【A】×25%+27万5千円	【A】×25%+17万5千円	【A】×25%+7万5千円
	410万円超770万円以下	【A】×15%+68万5千円	【A】×15%+58万5千円	【A】×15%+48万5千円
	770万円超1,000万円以下	【A】×5%+145万5千円	【A】×5%+135万5千円	【A】×5%+125万5千円
	1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円

(注) 65歳以上であるかどうかの判定は、収入のあった年の12月31日現在の年齢によります。

(5) 所得控除

所得控除は、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかの個人的な事情を考慮してその能力、実情に応じた負担を求めるために所得金額から差し引くことになっています。

種類	要件	控除額
雑損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けたもの	損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①と②のうちいずれか多い方の金額
医療費控除	前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額の5%もしくは、10万円のいずれか少ない額)(200万円限度)
医療費控除の特例	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う者が、前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 ※本特例は、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に上記購入費を支払った場合に適用となります。 また、医療費控除との選択適用となります。	(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円(88,000円限度)
社会保険料控除	前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険料など)を支払った場合	支払った金額

<p>小規模企業 共済等掛金控除</p>	<p>前年中に小規模企業共済制度、 心身障害者扶養共済制度及び確定拠出年 金制度にもとづき掛金を支払った場合</p>	<p>支払った金額</p>																				
<p>生命保険料控除</p>	<p>○ 平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約(新制度)</p> <p>支払った生命保険料に、一般の生命保険料と介護医療保険料、個人年金保険料とがある場合、それぞれの控除額を次の算式で計算し、合計します。なお、上限は70,000円になります。</p> <table border="1" data-bbox="344 412 1482 676"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超～32,000円以下</td> <td>支払金額の1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円以下</td> <td>支払金額の1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約(旧制度)</p> <p>支払った生命保険料に、一般の生命保険料と個人年金保険料とがある場合、それぞれの控除額を次の算式で計算し、合計します。なお、上限は70,000円になります。</p> <table border="1" data-bbox="344 831 1482 1095"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円以下</td> <td>支払金額の1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円以下</td> <td>支払金額の1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 新制度と旧制度の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、新制度の控除限度額が適用されます。ただし、新制度と旧制度の双方の支払いがある場合で、旧制度のみで計算した控除額のほうが有利な場合は、旧制度のみを選択できます。</p>		支払金額	控除金額	12,000円以下	全額	12,000円超～32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	支払金額	控除金額	15,000円以下	全額	15,000円超～40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円	40,000円超～70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円	70,000円超	35,000円
支払金額	控除金額																					
12,000円以下	全額																					
12,000円超～32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円																					
32,000円超～56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円																					
56,000円超	28,000円																					
支払金額	控除金額																					
15,000円以下	全額																					
15,000円超～40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円																					
40,000円超～70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円																					
70,000円超	35,000円																					
<p>地震保険料控除</p>	<p>○ 地震保険のみ</p> <table border="1" data-bbox="344 1330 1115 1440"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">支払保険料の1/2 (25,000円限度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 長期損害保険のみ</p> <table border="1" data-bbox="344 1543 1115 1758"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超～15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>一律10,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※長期損害保険は平成18年12月31日までに契約したもののみ対象となります。</p> <p>○ 地震保険と長期損害保険の両方がある場合は、それぞれに計算した合計額(25,000円限度) ※一つの保険契約で、地震保険、長期損害保険の両方の契約に該当する場合、選択によりいずれか一つの契約のみ控除対象にできます。</p>		支払った保険料	控除額	支払保険料の1/2 (25,000円限度)		支払った保険料	控除額	5,000円以下	全額	5,000円超～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	15,000円超	一律10,000円(限度額)								
支払った保険料	控除額																					
支払保険料の1/2 (25,000円限度)																						
支払った保険料	控除額																					
5,000円以下	全額																					
5,000円超～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円																					
15,000円超	一律10,000円(限度額)																					
<p>障害者控除</p>	<p>本人又はその扶養親族が障害者 である場合</p>	<p>1人につき26万円 (特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)</p>																				

寡婦控除	<p>本人が次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない場合</p> <p>① 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち次の要件を満たす方</p> <p>A 扶養親族を有すること B 合計所得金額が 500 万円以下であること C 事実婚状態にないこと</p> <p>② 夫と死別した後婚姻をしていない方や、夫の生死が明らかでない方のうち次の要件を満たす方</p> <p>A 合計所得金額が 500 万円以下であること B 事実婚状態にないこと</p>	26 万円																	
ひとり親控除	<p>現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方のうち、次の要件を満たす方</p> <p>① 生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下で、他の方の同一生計配偶者もしくは扶養親族とされていない子に限る）を有すること。</p> <p>② 合計所得金額が 500 万円以下であること</p> <p>③ 事実婚状態にないこと</p>	30 万円																	
勤労学生控除	<p>前年中、自己の勤労にもとづく給与所得があり、合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得金額が 10 万円以下の場合</p>	26 万円																	
配偶者控除	<p>本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、かつ生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合（青色事業専従者として給与の支払いを受ける者及び白色事業専従者を除く）</p>	<table border="1" data-bbox="778 1451 1465 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の合計所得税額</th> <th colspan="2">配偶者控除額</th> </tr> <tr> <th>一般の控除対象配偶者</th> <th>老人の控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>38 万円</td> </tr> <tr> <td>900 万円超 950 万円以下</td> <td>22 万円</td> <td>26 万円</td> </tr> <tr> <td>950 万円超 1,000 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>13 万円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>老人：70 歳以上（昭和 28 年 1 月 1 日以前生）の方</p>	納税者本人の合計所得税額	配偶者控除額		一般の控除対象配偶者	老人の控除対象配偶者	900 万円以下	33 万円	38 万円	900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円	950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円	1,000 万円超	0 円	0 円
納税者本人の合計所得税額	配偶者控除額																		
	一般の控除対象配偶者	老人の控除対象配偶者																	
900 万円以下	33 万円	38 万円																	
900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円																	
950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円																	
1,000 万円超	0 円	0 円																	

配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者を有する場合に、その配偶者の合計所得金額に応じて控除額が調整され所得から控除される（青色事業専従者として給与の支払いを受ける者及び白色事業専従者を除く）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">配偶者特別控除額</td> </tr> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者特別控除額				48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得額																																																				
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																		
配偶者特別控除額																																																					
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																		
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																		
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																		
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																		
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																		
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																		
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																		
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																		
133万円超	0円	0円	0円																																																		
扶養控除	生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般の扶養親族</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定扶養親族</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶</td> <td>同居老親等以外</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>養親族</td> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般：16歳から19歳未満、23歳から70歳未満 （平成16年1月2日から平成19年1月1日以前生）の方 （昭和28年1月2日から平成12年1月1日以前生）の方 特定：19歳から23歳未満 （平成12年1月2日から平成16年1月1日以前生）の方 老人：70歳以上（昭和28年1月1日以前生）の方 同居老親等：本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかと同居している方</p>	区 分		控除額	一般の扶養親族		33万円	特定扶養親族		45万円	老人扶	同居老親等以外	38万円	養親族	同居老親等	45万円																																				
区 分		控除額																																																			
一般の扶養親族		33万円																																																			
特定扶養親族		45万円																																																			
老人扶	同居老親等以外	38万円																																																			
養親族	同居老親等	45万円																																																			
基礎控除	前年度の合計所得金額が2,500万円以下の場合（なお、2,400～2,500万円は逡減される）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>本人の合計所得金額が2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>本人の合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>本人の合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>本人の合計所得金額が2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得金額が2,400万円以下	43万円	本人の合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下	29万円	本人の合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下	15万円	本人の合計所得金額が2,500万円超	適用なし																																											
本人の合計所得金額が2,400万円以下	43万円																																																				
本人の合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																				
本人の合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																				
本人の合計所得金額が2,500万円超	適用なし																																																				

(6) 税額控除

算出された所得割額から控除されます。

なお、調整控除については市・県民税と所得税の所得（人的）控除の差額による負担額を調整するため、配当・外国税額控除については二重課税を排除する観点から設けられたものです。

● 調整控除

種 類	要件及び控除額	
調整控除	合計課税所得金額が 200万円以下の方	次の①と②のいずれかの小さい額の5%に相当する金額 ①該当する所得（人的）控除の差額（次ページ）の合計 ②合計課税所得金額
	合計課税所得金額が 200万円超の方	次の③から④を差し引いた金額（5万円未満の場合は5万円）の5%に相当する金額 ③該当する所得（人的）控除の差額（次ページ）の合計 ④合計課税所得金額から200万円を差し引いた金額

- ・ 5%の内訳：市民税3%、県民税2%
- ・ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額などを合わせた額をいい、分離課税の金額は含みません。
- ・ 課税総所得金額とは、給与・雑（年金等）・事業・総合譲渡などの所得金額を合わせた額から、社会保険料控除・配偶者控除などの所得控除を差し引いた額をいいます。

● 所得（人的）控除の差額

		納税者本人の 合計所得金額	900万円 以 下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
控除の種類	金 額	控除の種類	金 額			
基礎控除	5万円	配偶者 控 除	一般	5万円	4万円	2万円
普通	1万円		老人	10万円	6万円	3万円
障害者 控 除	特別	特配 別 偶 控 除 者	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	同居特別		22万円	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円
寡婦・ひとり親（父）控除	1万円					
ひとり親（母）控除	5万円					
勤労学生控除	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
			特定	18万円	同居老親等	13万円

● 配当控除・外国税額控除

種 類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税		
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		
外国税額控除		外国で得た所得について、その国の所得税並びに住民税に相当する税が課された場合、一定の方法で外国税額が控除されます。					

● 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった分については翌年度の市・県民税の所得割から控除されます。

対 象 者 平成25年～令和7年までに新築、建売、中古等の住宅に入居した方又は居住している住宅の増改築をした方のうち、所得税の住宅借入金等特別控除を受け、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある方

計算方法 ア. 所得税の住宅借入金等特別控除限度額のうち所得税で控除しきれなかった額
イ. 所得税の課税総所得金額等 × 5% (上限97,500円)
※アとイのいずれか少ない額

(ただし、居住開始が平成26年4月1日から令和4年12月31日までであって、特定取得または特別特定取得(特例取得・特別特例取得・特例特別特例取得を含む)に該当する場合には、上記「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額)

手続方法 給与の年末調整又は確定申告で所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けており、居住を開始した年月日などが正しく記載されていれば、市・県民税からの控除のための手続きは不要です。

※次の場合は、所得税の住宅ローン控除のみが適用され、市・県民税からの控除はありません。

- バリアフリー改修工事を行い、所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けている方
- 省エネ改修工事を行い、所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けている方
- 特定多世帯同居改修工事を行い、所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けている方

※住宅借入金等特別控除の適用を受けていた個人のその居住の用に供していた家屋が東日本大震災により被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

● 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）を税額控除します。

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 福島県共同募金会又は日本赤十字社の福島県支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として福島県又は福島市の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として福島県又は福島市の条例で定めるもの
- 5 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した文化芸術・スポーツイベントのチケットを払い戻さず「寄附」した場合のうちその寄附先が福島市条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する額を特例控除額として加算します。（※特例控除額が、所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額が上限額になります。）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円を超え	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

確定申告が不要な給与所得者等が、都道府県・市町村（令和元年6月以降は総務大臣の指定団体が対象）に対し寄附（ふるさと納税）をした場合、寄附先の自治体に申請をすることで確定申告等をしなくても税の控除が受けられる制度です。

ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、市県民税の控除額（基本控除額＋特例控除額）に所得税における控除額相当分（申告特例控除額）を加算し、市県民税から税額控除されます。

4 申告と納税の方法

(1) 申告について

その年の1月1日に福島市に住所がある方は、前年中の所得等を3月15日までに申告しなければならないことになっています。

ただし、次にあげる方は申告の義務が免除されます。

- ① 所得税（国税）の確定申告書を提出した方
- ② 勤務先からの給与支払報告書、又は公的年金等支払報告書が提出されている方で他に所得のなかった方

申告書の提出期限は3月15日です

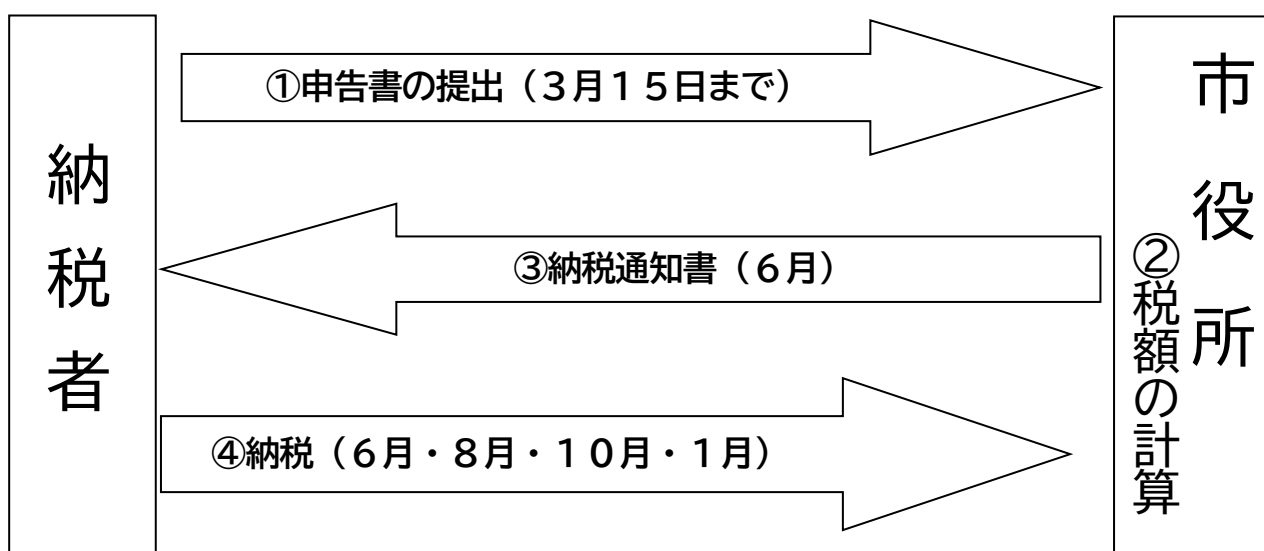
(2) 普通徴収（事業所得者等）

普通徴収とは、給与所得者以外の事業所得者等の申告にもとづき計算された市民税と県民税を、市役所から発送された納税通知書により、納税者本人に納めていただく方法です。

納期は年4回（6月、8月、10月、翌年1月）となっています。

※各納期の末日が土曜日又は日曜日の場合は、次の月曜日が納期限となります。

しくみ

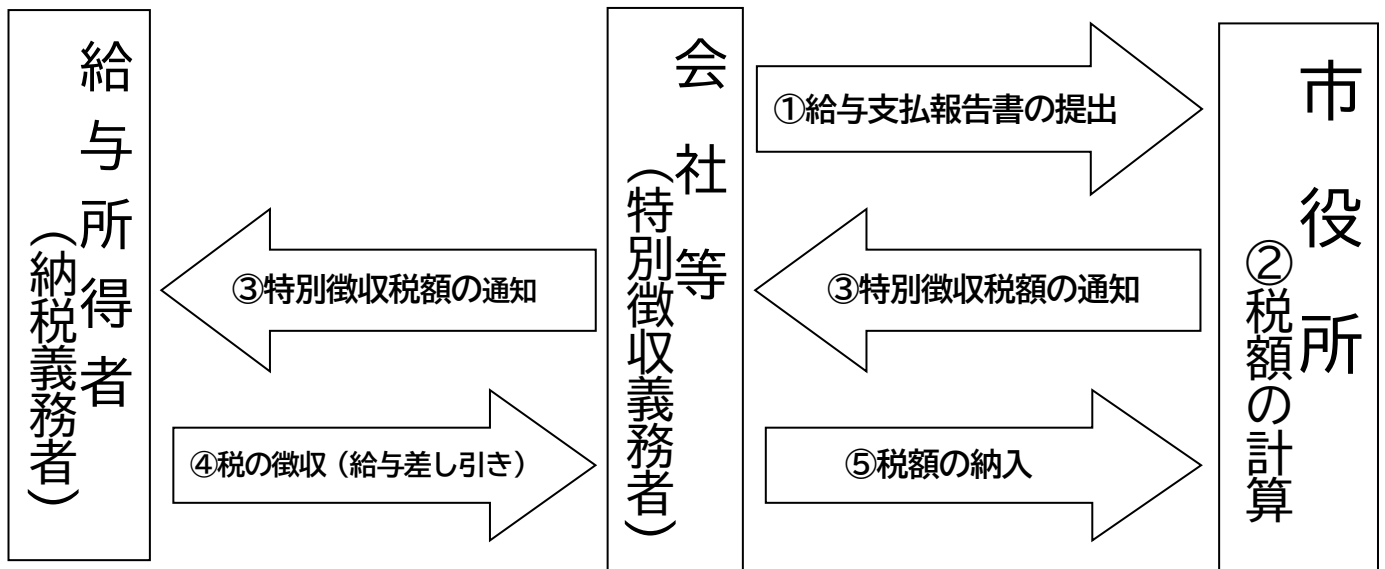


- 公的年金受給者の方は以下のとおりとなります。
 - ① 4月1日現在、65歳未満の方で公的年金所得のみの方については、満65歳になり公的年金からの特別徴収が始まるまでは、普通徴収となります。
 - ② 4月1日現在、65歳以上の方で公的年金とその他の所得（事業所得、不動産所得など）がある方は、後記（4）公的年金からの特別徴収及び普通徴収、それぞれの方法で納めていただくことがあります。

(3) 給与所得等に係る特別徴収

給与所得等に係る特別徴収とは、給与支払者（会社等）が所得税の源泉徴収と同じように、給与所得者（納税義務者）に代わり、毎月支払う給与（6月から翌年5月）から住民税（市・県民税）を差し引いて納める方法をいいます。

しくみ



● 年途中で退職した場合の徴収

給与所得者が退職し、給与の支払いを受けなくなったときは、次の場合を除き、未徴収税額を普通徴収の方法によって納めていただきます。

- ① 再就職先で引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- ② その年の12月31日までの間に退職した方で、未徴収税額を退職金や給与から一括して特別徴収されることを申し出た場合
- ③ 翌年1月1日以後4月30日までの間に退職した場合（本人の申し出がなくとも未徴収税額が一括して徴収されます。）

● 給与以外の所得がある場合の徴収

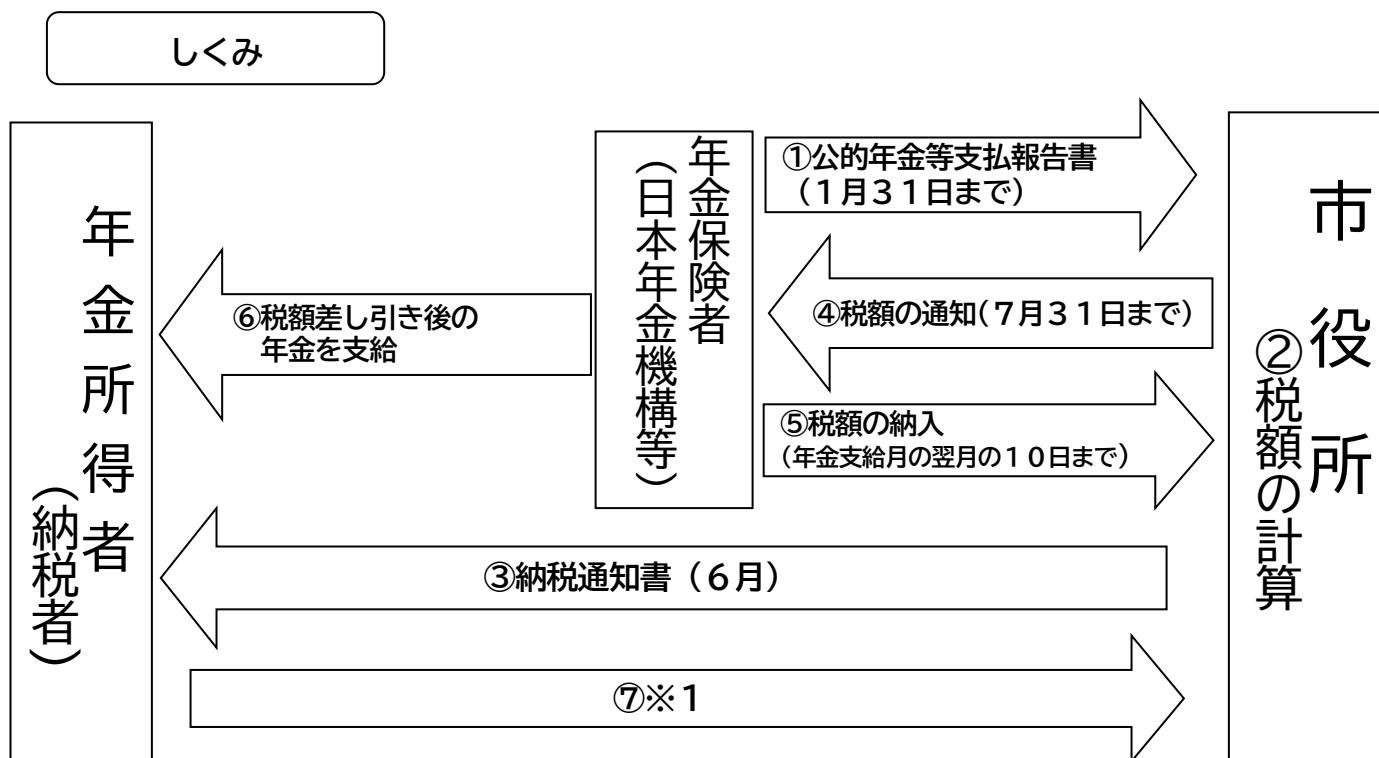
該当所得の税額について、前記（2）普通徴収による方法での納付を希望される場合は、確定申告の際にその旨の記載または、市役所への申し出が必要となります。

なお、65歳以上の方で、公的年金所得がある場合は、公的年金所得にかかる税額については、原則として後記（4）公的年金からの特別徴収となります。

(4) 公的年金からの特別徴収（年金所得者）

公的年金からの特別徴収とは、4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務のある方について、年金所得に係る市民税と県民税の額を、年金保険者（日本年金機構など）が年6回（年金支給月）に分けて公的年金から差し引き、市へ直接納入する方法をいいます。

※公的年金からの特別徴収開始年度は、年金所得に係る市民税と県民税の半額を普通徴収の方法によって納めていただきます。



※1 年の中で年金所得に係る市民税と県民税の額が変更になった場合や福島市から他市町村へ転出された場合などは、公的年金からの特別徴収が中止となり、普通徴収の方法によって納めていただくことがあります。

5 分離課税とは

市民税は、各種の所得を合算して課税されます（これを総合課税という）が、退職所得、土地や建物等の譲渡所得、山林所得はそれぞれ特例があり他の所得と切り離し課税されます（これを分離課税という）。

(1) 退職所得の税額計算

住民税（市民税と県民税の合計額）は、前年中の所得に対して、その翌年に課税するいわゆる前年課税主義をとっていますが、退職所得についてはその特例として他の所得と分離して所得の発生した年に課税する現年分離課税方式をとっています。すなわち、退職金の支払者（会社）が退職金を支払う際に他の所得と分離して税金を計算し、支払額からその税金を差し引いて、これを市に納めることになっています。

退職所得控除額

勤続年数 (1年未満の端数は切り上げます。)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※在職中に障がい者に該当することになって退職した場合は、勤続年数に関係なく上記で算出した控除額に100万円を加算した額が控除されます。

計算方法

1 原則

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率 } 10\%$ （市民税6%、県民税4%）

2 特定役員等（勤続年数が5年以下の役員等）の場合

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率 } 10\%$ （市民税6%、県民税4%）

3 短期退職手当（勤続年数5年以下の一般職員）の場合

※令和4年1月1日以降に支払われる退職金に適用されます。

① $(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) < 300\text{万円}$ の場合は「1 原則」により計算します。

② $(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \geq 300\text{万円}$ の場合

$\{300\text{万円} \times 1/2 + (\text{退職金} - \text{退職所得控除額} - 300\text{万円})\}$

$\times \text{税率 } 10\%$ （市民税6%、県民税4%）

計算例

◎ Aさんの場合

勤続35年2ヶ月→36年 退職金2,000万円

① 退職所得控除額

$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (36\text{年} - 20\text{年}) = 1,920\text{万円}$

② 退職所得

$(2,000\text{万円} - 1,920\text{万円}) \times 1/2 = 40\text{万円}$

③ 所得割額

・市民税 $\{40\text{万円} \times 6\%$ （税率） $\} = 24,000\text{円}$

・県民税 $\{40\text{万円} \times 4\%$ （税率） $\} = 16,000\text{円}$

④ 退職金から差し引かれる住民税

$24,000\text{円} + 16,000\text{円} = 40,000\text{円}$

(2) 土地・建物等の譲渡所得の税額計算

① 長期譲渡所得と短期譲渡所得

・長期譲渡所得・・・売却した年の1月1日で所有期間が5年を超える土地や建物を売却した場合の譲渡所得

具体的には、平成28年12月31日以前に取得した土地や建物を令和4年中に売却した場合

・短期譲渡所得・・・売却した年の1月1日で所有期間が5年以下の土地や建物を売却した場合の譲渡所得

具体的には、平成29年1月1日以後に取得した土地や建物を令和4年中に売却した場合

② 特別控除

土地・建物などの譲渡があった場合は、一定の条件のもとに次の表の特別控除額が、それぞれの譲渡所得から差し引かれる特例があります。なお、扶養及び均等割課税の対象額は、特別控除をする前の額で判定します。

特例が受けられる譲渡	特別控除額
ア. 自分が居住している土地や家屋などの譲渡の場合	3,000万円
イ. 土地収用法などによって土地や建物などが買い取られた場合	5,000万円
ウ. 国、地方公共団体などが行う特定の土地区画整理事業等のために土地などが買い取られた場合	2,000万円
エ. 特定の宅地造成事業等のために土地などが買い取られた場合	1,500万円
オ. 農業振興地域内にある農地などを農業委員会のあっせんなどによって譲渡した場合	800万円

(注) 1. 以上の特別控除が重複する場合も控除額の最高限度は5,000万円までです。

2. ア～オの特別控除は短期譲渡所得でも適用されますが、ア～オまでの特別控除を受けられる譲渡所得に短期譲渡所得と長期譲渡所得がある場合には、まず短期譲渡所得の方から控除し、次に長期譲渡所得から控除します。

③ 税額の計算

〔長期譲渡所得〕 一覧表のAは課税所得金額

特例の種類	課税長期譲渡所得 税率	市民税	県民税	所得税(※1)
		一般の譲渡	3%	2%
優良住宅の造成等のための土地等の譲渡	2,000万円超	(A-2,000万円) × 3 % +48万円	(A-2,000万円) × 2 % +32万円	(A-2,000万円) × 15 % +200万円
	2,000万円以下	2.4%	1.6%	10%
居住用財産の譲渡	6,000万円超	(A-6,000万円) × 3 % +144万円	(A-6,000万円) × 2 % +96万円	(A-6,000万円) × 15 % +600万円
	6,000万円以下	2.4%	1.6%	10%

〔短期譲渡所得〕

課税短期譲渡所得 特例の種類	税率	市民税	県民税	所得税(※1)
一般		5.4%	3.6%	30%
軽減(※2)		3%	2%	15%

(※1) 上記所得税とともに各年分の所得税額の2.1%の復興特別所得税を加算

(※2) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

I 一般の場合の譲渡所得の税金

通常の場合の譲渡所得の金額は、次のように計算します。

$$\begin{array}{c}
 \text{(収入金額)} \\
 \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{(必要経費)}} \\
 \text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{長期(短期)譲渡所得}
 \end{array}$$

【長期譲渡所得の税額】

(ア) 長期譲渡所得 = 課税長期譲渡所得

(イ) 税金は、次の算式によって計算した金額

$$\boxed{\text{課税長期譲渡所得金額}} \times \text{税率} = \begin{array}{l} \text{市民税 3\%} \\ \text{県民税 2\%} \\ \text{(所得税 15\%)} \end{array} = \text{税額}$$

【短期譲渡所得の税額】

(ア) 短期譲渡所得 = 課税短期譲渡所得

(イ) 税金は、次の算式で計算した金額

$$\boxed{\text{課税短期譲渡所得金額}} \times \text{税率} = \begin{array}{l} \text{市民税 5.4\%} \\ \text{県民税 3.6\%} \\ \text{(所得税 30\%)} \end{array} = \text{税額}$$

II 居住用の家屋と敷地を売却した場合

令和4年中に自分が居住している家屋(2以上有するときは、これらのうちの1家屋)やその敷地を売却した場合、その譲渡所得から最高3,000万円の特別控除額が差し引かれます。

Ⅲ 所有期間が10年超の居住用の家屋と敷地を売却した場合

売却した年の1月1日現在で所有期間が10年を超える自己の居住用財産（居住用家屋とその敷地）を売却した場合には、居住用家屋とその敷地を売却したときの3,000万円の特別控除額を差し引いた後譲渡所得について、軽減税率を適用することができます。

【税額の計算方法】

$$\text{譲渡価額} - \overbrace{(\text{取得費} + \text{譲渡費用})}^{(\text{必要経費})} - \text{特別控除額} = \text{課税長期譲渡所得}$$

(1) 課税長期譲渡所得が6,000万円以下のとき

課税長期 譲渡所得金額	×	税率	市民税 2.4% 県民税 1.6% (所得税 10%)	= 税額
----------------	---	----	-----------------------------------	------

(2) 課税長期譲渡所得が6,000万円を超えるとき

$\left[\begin{array}{c} \text{課税長期} \\ \text{譲渡所得金額} \end{array} - 6,000 \text{万円} \right]$	×	税率	市民税 3% 県民税 2% (所得税 15%)	+	市民税 144万円 県民税 96万円 (所得税 600万円)	= 税率
--	---	----	-------------------------------	---	--------------------------------------	------

取得費および譲渡費用とは（豆知識）

取得費・・・資産の購入代金や購入手数料などのほか、資産の設備に要した費用、資産を取得した後に加えた改良の費用（通常の修繕費は含まれません）の合計額（消費税を含みます）です。

しかし、建物の取得費は、この合計額から一定の方法で計算した「償却費相当額」を差し引いて計算します。

〔概算取得費の特例〕

このようにして算出した取得費が、その譲渡価額の5%より少ない場合には、その譲渡価額の5%相当額をその取得費とする簡便法があります。

譲渡費用・・・仲介手数料、測量費など資産を売却するために支出した費用（消費税を含みます）ですが、次の支出も譲渡費用になります。

- (1) 貸家の売却に際して借家人に支払った立退料
- (2) 土地の売却に際してその土地の上にある建物を取り壊した場合の取壊し費用やその取壊しにより生じた建物の損失の金額

しかし、修繕費や固定資産税のような資産の維持、管理に要した費用は譲渡費用になりません。

IV 居住用の家屋や敷地を買い換えた場合

売却した年の1月1日現在で所有期間が10年を超える自己の居住用財産（居住用家屋とその敷地）で一定の要件に該当するものを売却して、売却した年の前年から翌年までの3年の間に代替りの居住用財産を取得し、かつ、一定の期間内にそこに居住する場合には、課税される譲渡所得の計算についての特例があります。

この特例は、売却した居住用財産の売却代金が買い換えた居住用財産の取得代金よりも多い場合にのみその差額について税金がかかります。

【税額の計算方法】

(1) 譲渡価額－取得した居住用財産（買換資産）の取得価額＝収入金額

$$(2) \left(\begin{array}{c} \text{譲渡資産} \\ \text{の取得費} \end{array} + \begin{array}{c} \text{譲渡} \\ \text{費用} \end{array} \right) \times \frac{\text{収入金額}}{\text{譲渡価額}} = \text{必要経費}$$

(3) 収入金額－必要経費＝課税長期譲渡所得

(4) 課税長期譲渡所得×税率＝税額

V 収用などをされた場合

土地収用法などによって、公共事業のために土地や建物が収用され、補償金などをもらった場合には、

- ① 5,000万円の特別控除の特例
- ② 代替資産を取得した場合の課税の特例のどちらか一方の特例の適用を受けることができます。

VI 平成21、22年中に取得した土地で所有期間が5年超のものを売却した場合

平成21年及び平成22年中に取得した土地が5年を超えて所有したうえで売却した場合には、その譲渡所得から1,000万円を控除します。（平成27年以降の売却が適用対象）

★ 市・県民税と所得税の違い

	市・県民税	所得税
課税の時期	前年中の所得に対して翌年度に課税	その年の所得に対して課税
均等割	均等割あり (市民税 3,500 円、県民税 2,500 円 (うち県森林環境税 1,000 円))	均等割なし
税率	・市民税 6% ・県民税 4% (平成 19 年度より)	5%、10%、20%、23%、33%、40%、 45%の 7 段階 (平成 27 年分より) ※平成 25 年から令和 19 年まで復興特 別所得税 (2.1%) が加算
所得控除	基礎控除 最高 43 万円 配偶者控除 最高 33 万円 配偶者特別控除 最高 33 万円 一般の扶養控除 33 万円 特定の扶養控除 45 万円 など	基礎控除 最高 48 万円 配偶者控除 最高 38 万円 配偶者特別控除 最高 38 万円 一般の扶養控除 38 万円 特定の扶養控除 63 万円 など
税額控除	配当控除の控除率が異なります	
納税方法等 (給与所得者の場合)	毎年 6 月から翌年 5 月まで 12 回に分 けて給料から徴収します (特別徴収)	毎年 1 月から 12 月の給料の額に応じ 徴収し、ボーナスからも徴収します (源泉徴収) 年末調整があります
(事業所得者等の場合)	普通徴収	申告納税 (確定申告など)

よくあるご質問にお答えします

～給与からの特別徴収～

【問1】 私は特別徴収により納税していましたが、年度途中で退職しました。その後、新しい会社に就職しましたが、どうすればよいのでしょうか。

→【答1】 新しい会社が引き続き特別徴収することを申し出た場合には継続できます。

【問2】 私は特別徴収により納税していましたが、年度途中で退職しました。その後、再就職はしていません。どうすればよいのでしょうか。

→【答2】 退職金などから一括して差し引かれ納められますが、それができない場合は、残りの税額を普通徴収の方法で納めていただきます。

【問3】 私は昨年退職した時に退職金から市・県民税を差し引かれましたが、今年の6月に自宅に納税通知書が送られてきました。なぜでしょうか。

→【答3】 退職金に対する市・県民税は、退職金が支払われる際に差し引かれ、その支払者（特別徴収義務者）を通じて市に納入されますが、退職金以外の所得に対する市・県民税は、その翌年に課税されることになっています。あなたの場合、退職された年分の退職時までの給与などに対する市・県民税は、この6月にお送りした納税通知書で納めていただくこととなります。

～転出・転入～

【問4】 私は令和5年1月20日に郡山市から福島市に引っ越してきました。令和5年度の市・県民税はどちらへ納めることになるのでしょうか。

→【答4】 住民税（市町村民税と道府県民税）は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。

したがって、令和5年1月1日現在では、あなたの住所は郡山市にあったのですから、その後福島市に引っ越しても、令和5年度の市・県民税は郡山市に納めていただくこととなります。

～扶養・配偶者控除～

【問5】 私の妻は近所の商店にパートタイムで勤めています。昨年中の給与の収入金額の合計は103万円でした。この場合、妻は私の所得から差し引かれる配偶者控除の適用を受けられるのでしょうか。

→【答5】 配偶者控除の適用を受けられる配偶者は、所得が48万円以下の方です。

したがって、あなたの妻の得た給与の収入金額103万円は給与所得控除額(55万円)を差し引くと所得が48万円となりますので、あなたの所得から差し引かれる配偶者控除の適用を受けられます。ただし、あなたの合計所得金額が900万円を超えると、配偶者控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると適用を受けられません。

なお、あなたの妻に所得税はかかりませんが、給与収入が96万5千円を超えているため、市・県民税は課税される可能性があります。

～公的年金からの特別徴収～

【問6】 私は公的年金受給者です。市・県民税をすべて給与からの引き落としにより納めていましたが、給与からの引き落としはできなくなるのでしょうか。

→【答6】

●65歳未満の方の場合

年金所得やその他の所得に対する市・県民税もあわせて給与から引き落とすことができます。

●65歳以上の方の場合

年金所得に対する市・県民税については公的年金からの引き落とし（特別徴収）となるため市・県民税をすべて給与から引き落とすことはできません。

年金所得以外の所得に対する市・県民税のみ給与から引き落とすことができます。

【問7】 公的年金からの特別徴収対象者ですが、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は納付方法の選択が認められていますが、市・県民税では選択できないのですか。

（例：「特別徴収ではなくこれまでどおり納付書で納めることはできますか。」）

→【答7】 引き落とし（特別徴収）の対象となる方は、納付書や口座振替（普通徴収）による納付方法を選択することができません。これは地方税法（321条の7の2）に基づくものです。

【問8】 市・県民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）をやめることはできますか。

→【答8】 引き落とし（特別徴収）の対象となる方は、上記同様の理由から納付方法を選択することができません。